

奈良地方裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成16年11月9日（火）13：30～16：00

2 場所

奈良地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）稻葉一生、奥田哲也、黒澤秀隆、阪本守、阪本道隆、相良博美、重定南奈子、谷隆、中路義彦、松本ハル、横山房子

（説明者）実本刑事部裁判官、井内民事首席書記官、黒坂刑事首席書記官

（事務局）大橋事務局長、倉田事務局次長、藤井総務課長

4 議事（□：委員長（選出までは委員長代理）、○：委員、●：事務局等）

(1) 委員長代理あいさつ

(2) 新委員の紹介等

(3) 委員長の選出

□ 若林委員長が転任したため、新たに委員長を選任したいので、適任者がいれば推薦いただきたい。

○ 地裁委員会は国民の中の広い視野から意見を求めて、裁判所の運営にいろいろと反映させる目的と聞いている。この委員会において委員の意見を裁判所の運営に反映させるためには、裁判所の所長にお願いするのが適任ではないかと思う。

また、この委員会の庶務関係について、会場の設備や日程の調整も含めて事務局の総務すべてやっているということも考えて、同じ庁舎にいる所長にやってもらうのがよいと思う。

□ ほかに特に意見等がないということであれば、委員長は中路委員にやっていただくということでよろしいか。

（異議なし）

□ それでは、当委員会の委員長は中路委員にお願いするということにさせていただき、ここからは中路委員長にバトンを渡したい。

(4) 前回の意見への対応

● 2点についての実施状況を報告させていただく。

1つは、少額訴訟の説明の中で各種の書類を裁判所の方は取りそろえているという説明のときに、「少額訴訟は、弁護士等の専門家でない当事者がそのまま訴訟の手続をなされるケースが多い訴訟形態であるが、当事者の方がそういう書類の書き方についてもう少し丁寧にPRしたらどうか、特に、訴状の書き方についてはもう少し詳しく指導したらどうか」という意見をいただいた。その意見を受けて、裁判所では、以前から組織している裁判官、書記官による検討委員会で検討した結果、モデルケースの文例集の中から、当該当事者の事例に合うような類似事例の部分のコ

ピーを渡して、それをなぞれば申立書、訴状等が書けるという態勢を取った。現在、窓口ではそういうコピーの交付の取扱いをしている。

もう1点は、一般的な広報について、裁判所がつくったパンフレット等をもっと外部へ備え置くようにしてはどうかという御意見があった。本日、テーマに上げさせてもらっている裁判員制度についても後ほど広報活動の現状は報告させていただくが、奈良独自のアイデアで実施しているものとして、来年版のミニカレンダーがあり、検察庁、弁護士会、法務局等の裁判所の関係機関以外に地方公共団体、県内26ある図書館、国立病院、保健所等にも備え置くということで広報活動をやっている。今後とも広報活動については努力していくので、また新しい実施の報告ができるようあればさせていただく。

(5) 意見交換（テーマ：裁判員制度について）

- 事務局から本日の意見交換のテーマについての趣旨説明をされたい。
- 裁判員制度は、今年5月21日に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づくもので、法律の公布日である5月28日から5年以内に実施される予定の新しい制度である。裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、司法制度改革の大きな柱の一つである。

司法制度改革は、平成11年に内閣に司法制度改革審議会が設置されて以来、具体的な審議が進められてきたものであるが、その目的は、21世紀の我が国において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方などに関し、必要な基本的施策について調査・審議するというものである。いろいろな調査・審議の結果、平成13年6月に審議会として内閣に「意見書」が提出され、司法制度改革の基本理念と方向が提案された。この「意見書」を受けて、平成13年12月、内閣に司法制度改革推進本部が設置され、現在、司法制度改革の実現に向けいろいろな取り組みが進められている。最高裁判所も平成14年3月に「司法制度改革推進計画要綱」を策定し、司法制度改革の計画的な推進を図っているところである。裁判員制度は、このような司法制度改革の大きな柱の一つとして検討されてきたもので、この度の立法化によって、刑事裁判における新たな制度の実現に向けて大きな進展となったものである。

現在、最高裁判所では法務省や日本弁護士連合会と共に、裁判員制度の実際の運用方法など具体的な検討を進めている段階であり、細部にわたる各論はまだ決められていないが、この制度は国民の皆さんの積極的な協力なくしては成り立ち得ない制度である。そのために裁判所としては、先ずこの新しい制度を広く国民の皆さんに知っていただき、制度の意義を理解していただくよう幅広く広報活動を行うことが、現時点での重要な課題となっている。

以上の状況であるので、本日の委員会においては、先ず、裁判員制度の概要について御理解いただき、現時点で、国民の皆さんにこの制度をどのように周知していったらよいか、裁判所としてどのような広報活動が有効か、といった主として広報活動に関する御意見をいただければと考え、テーマとさせていただいた。

- 裁判所から裁判員制度の概要等を説明されたい。
 - (刑事部裁判官から裁判員制度の概要を説明)
 - (事務局から裁判員制度の広報活動の現状を説明)
- 裁判員制度について、どのような感想を持たれたか。
- 仕事柄大分前から裁判員制度というのを聞いているが、まだ身近には感じない。5年先に導入された場合、本当に裁判員の方がそこに並ばれて裁判官と合議して果たしてどうなるのか、裁判官はまとめていくのに大変だろうし、どうなるかなという感想がまずある。それに6分の1、9分の1になるが、特に重い刑の審理に参加するということの重大さを実感する。

また、広報については、以前弁護士会で見せていただいた映画のように、劇的な作りになっていれば、興味深く、身近に感じてもらえるのではないかと思う。
- 法律の知らない者でもやれるという裁判員制度の発想は、どういう経路で起こってきたのか。
- 平成11年に内閣に設置された司法制度改革審議会において、21世紀の司法のあり方を検討していく中でいろいろな改革の柱が出てきたが、その1つが刑事司法への国民の参加である。これまで裁判というのはお上の仕事という発想であったが、21世紀の日本の刑事裁判のあり方として、もっと刑事裁判へ国民が主体的に参加していくべきであるという司法制度改革審議会での議論があり、2年間の審議の結果、内閣に審議会の最終意見として出された。国民参加の形については、有罪か無罪かだけを一般国民から選ばれた陪審員だけが決め、職業裁判官は加わらない陪審員制度がアメリカやイギリスで定着しているが、ドイツなどでは事実認定のほか量刑についても職業裁判官と合議体を構成し一緒に判決をしていく参審制度がとられている。日本ではどういう形がいいのかという議論が司法制度改革審議会の中であったが、例えば裁判員制度という言葉で日本でふさわしいあり方を議論したらどうかという提言を受けて、この裁判員制度という言葉が出てきて、その議論で事実認定も量刑も全部裁判官と同じように加わる形がいいという審議会の最終意見に基づき、政府がその意見を受けて決定した。今回、それに基づいて法改正が行われたという流れである。
- 海外の諸制度を参考にしながら、日本独自の裁判制度として取り入れたということで、国民の司法参加の一局面として検察審査会制度というのがあり、検察官の起訴処分が適当かどうかというかなりメインな議論をやっている。これも日本に定着し、確実な成果をおさめているということが歴史的な背景としてあり、ある程度素地はなくはないと言えるのではないかと思う。
- ビデオや説明で裁判の処理等が早くなるというのは感じたが、1つ素朴な疑問は、どうして対象となる事件が刑事事件に限られ、民事裁判ではないのかという点がある。審議会で議論されて法律が刑事に限ってできたのか。
- もともと審議会の議論が刑事裁判への国民参加という形であった。ただ、民事裁判にも職業裁判官以外の者の参加というのは、例えば、商取引に絡む事件については、その専門家、労働事件については、企業側や労働者側の代表者のような人といったように、専門家の参加という観点で議論された。刑事裁判については、専門

家というよりも本当に一般国民の素朴な感覚を取り入れていくべきではないのかということで、今回審議会の中で一般国民参加というのは一応刑事裁判を念頭に置いた議論で進められてきた。

- 説明等から疑問に思ったのは、裁判員が6名で参加するようになれば、迅速な裁判になるというのが必ずしも結びつくのか。今までのやり方であっても、連日やれば迅速な裁判に結びついていくのではないか、裁判員が入ることによって、なぜ速くなるのかという点が一つ。もう1点は、今までの感覚からすれば、やはり専門の職業的裁判官のもとで裁判を受けたいという被告人も結構いると思われる所以、裁判員制度に則った裁判と、従来型のものとを選択する余地がないのかという点である。
- 今回の制度としては、結果的には被告人に選択の余地はない。一定の要件に該当する犯罪については、第一審の裁判においては裁判員の関与した形の裁判を受けることになっている。これは同じく司法制度改革審議会の議論の中で、被告人に裁判員の参加する裁判か、職業裁判官か選べるような方法をとるべきではないかという議論があり、現に、アメリカなどの陪審員制度については選ぶ権利を与えていた制度が確かにある。いろいろ議論があったが、今回、一定の重大な犯罪については、被告人の権利としての構成ではなく国民参加という観点からやるべきだということで、選択する制度はとらないという結論になった。ただ、その判決に不服があれば、控訴審については従前どおり職業裁判官の審理ということになる。
- 個人的な感覚では、確かに従前のやり方でも工夫によってはもっと速くできた余地はあったと思う。ただ連日開廷がなされていないことについては、現実問題として弁護人、裁判所、検察官それぞれたくさんの事件を同時に並行してやっているから、1つの事件に連續的に没頭するという体制がもともとができてなかった背景があると思う。今回裁判員制度が導入された事件について法律で基本的に連續開廷が義務付けられるとなると、この事件についてはそういう体制を法曹三者がとらないといけないということで、従前よりは速くなるのではないか。
- これまでの刑事訴訟規則にも連日の規定は書いてないが、連續開廷の規定はある、それを試みた例もあるが、多くの場合は連日開廷となると、事前の準備をかなりやらないといけないとか、裁判所、検察庁、弁護士の仕事のやり方、あり方などの体制等があるので、現実的には難しいというのが現状だった。今度の裁判員制度では、法律家だけではなく一般の方も参加されることになるが、いろいろ職業を持っている一般の方に、仕事を休んで来てもらうので、余り長くはかけられない。長くかかって会社が倒産したとなると大変なことになるので、そういうことのないようにできるだけ負担を少なくするということで、連續的にせざるを得なくなる。例えば今までなら1、2か月かかって判決していたものを、3日連続でやり、3日目には判決するというようにせざるを得なくなる。それがまた我々の仕事の仕方も変えていくことにつながっていくのではないか。そういう意味での我々自身の改革でもあるということになる。
- 裁判員制度になったからといって、自動的に迅速な裁判になるというわけではないと思う。従来の刑事裁判で被告人が犯行を認めている事件は短期間に終わるわけ

で、長期化している裁判というのは、被告人が「私は無罪だ」というように否認をしている事件が圧倒的である。否認事件は、最初から否認している事件もあれば、捜査の段階では自白をしていて、法廷になって否認をするという事件も少なからずある。そういう事件が果たして迅速に短期間に処理できるのか。従来重罪事件というのは、記録がものすごく膨大であり、数十センチから場合によれば1メートルを超える記録が検察官から公判に提出される。それを裁判官、裁判員の9人が持ち回りで読めといつてもとても読めないので、おのずとそういう記録、文書で裁判をするのではなく、直接法廷で目撃者や関係者から証言を聞いて裁判をするようにさせるを得ない。そうすると、その関係で短期間に集中して証人尋問等をすれば、短期間にできることになるし、そうしないといけないが、それにもまして必要なのは3点あると思う。1点目は、争点整理と言われるもので、従来は事前に争点整理をすることがなかったが、今後は何が争点なのか、どの点が争いがあつてどの点を双方が立証、反証していくのかという点をきちんと整理をして裁判に臨むという意味で迅速化できるということ。2点目は、被告人に有利な証拠を全部事前に明らかにする証拠開示である。今回の新法では全部なされていないが、従来裁判が長引いた理由の1つに、検察官が手持ち証拠を全部開示しないという問題がある。3点目は、捜査、取り調べの可視化である。被告人が捜査段階の自白を公判段階で否認した場合に、取り調べが自白を強要していかなかったかどうかにつき、担当した警察官や検察官を証人尋問しているが、諸外国ではほとんどどこでも捜査の可視化ということで、取り調べの風景をビデオにとっている。証拠開示や捜査、取り調べの可視化という問題が今回はきちんと制度化されなかつたということでは、裁判員制度が導入されても自動的に迅速な裁判になるものではないと懸念している。

- 何人に1人が裁判員制度の候補の対象になるのか。単純平均と、奈良県はどうなのかをお聞きしたい。
- 平成15年のデータによる裁判員候補者になる割合は、1つの事件で6人の裁判員を選ぶのに、候補者を50人立てることを前提条件にすると、全国平均で0.14%，奈良県は0.09%である。なお、新聞で一番多いと報道されていた大阪府で0.25%である。
- 大学生は辞退できるということであるが、彼らが世の中に出たときに毎年100人に1人というと、10年たてば100人に1人ということになるので、10年間で計算すれば、結構身近なものではないかと感じる。
- 裁判員制度の広報活動もできる限り幅広くやる必要がある。小・中学校や高等学校では将来の問題であるが、大学生に対しては、裁判所でもかなり身近な問題として広報活動をしていかないといけないという認識を持っているので、大学で広報の機会を与えていただければ、裁判官を出席させて、いろいろお話をさせていただくことになると思う。
- 事前にかなり整理をしてから協議に入るということであるが、裁判員に説明されるのは、ある意味で整理されたものである。それによって判断しやすくなるので、一般的の裁判員はありがたいと思うが、反面、判断の枠が非常に狭くなり、整理されたものの上で判断しないといけないのでないかと思う。また、裁判員は、整理を

聞いただけで判断できるようなものではなく、相當に覚悟をして出ないといけない、重要な、責任の重い役割を担うんだという自覚が必要であるが、おそらく今のような広報だけでは、それを持たずにやらざるを得なくなるのではないかと思う。その点を広報で出せば、ますますしり込みをされる心配もあるが、ある意味で非常に責任があり、かつそう簡単に、短いといってても相當に中身の濃い裁判の内容を十分理解して判断できるには、大変なエネルギーと努力は必要ではないか。

- 裁判員は確かに重大かつ重要な責任だと思うが、決して難しくないと思う。かつて日本では戦前に陪審員制度が行われており、立派に機能していた時代がある。戦争中に中断されて以降現在まで復活していなかったが、過去に行われていた時期がある。アメリカでは陪審員制度は国民に完全に根差した制度になっており、決して法律をわからないから難しい、できないという性格のものではないと思う。日本弁護士連合会の作った裁判員ドラマを見ていただければ、素人の方、どなたでも裁判員になれる、意見が言えるということが御理解いただけると思う。非常に感動のドラマなので、ぜひとも機会があれば見ていただきたい。
また、争点整理については、段階的にやっていくものであるので、争点整理をされたからもう裁判員はものが言えないとか、あるいは難しいとかというわけでは決してないと思う。
- 檢察審査会制度や外国の陪審員制度等の現実にある諸制度を説明させていただき、国民が裁判に参加することは決して難しいことではないこと、難しいことについては、適宜裁判官の方で説明を差し上げるので、そんなに大変ではないという御理解をいただく形でやる方向である。ただ、そうは言ながらも一般の方は多分しり込まれるだろうという思いがあるので、それを乗り越えて参加していただくようするためには、広報としてどういう働きかけをしたらいいかについて、何か御意見があればおっしゃっていただきたい。
- 評決というのはどのような形で行われるのか。
- 基本的には、まず、意見交換が裁判官、裁判員を含めてあり、最終的には決をとるという形になると思う。
- 自分はこういうのを聞いていて有罪だと思うとか、無罪だと思うとかという最初の印象がまずあると思う。ただ、人の意見をいろいろ聞いていくうちに、自分の意見を考え直す機会がまた出てきて意見が変わるということもあるので、そこに議論する意味があると思う。いろいろな人の意見を聞いてお互いがいろいろな意見を出し合って、できれば全員が一致するような結論を目指していく。ただ、それは理想で、なかなかそういうかない場合もあり、最終的には決をとらざるを得ないということになってくると思う。その場で挙手するなど決の取り方はいろいろあるが、特に決まっていない。
- 意思保留というのはないのか。
- 最終段階では、どちらか決めることになる。ただ、なかなか最初の段階からこうだと言えない人も多分出てくるとは思うが、これも1つの訓練ではある。
- 私は多分そういう訓練をあまり受けていないので、早いうちからの義務教育でカリキュラムを入れていただいて慣れるのが一番いいと思う。

- 学校教育は、結構大事だと思う。
- 企業に入るとほとんどトップダウンが今は主流であり、多数決なんてやっている暇は全くないような状況なので、慣れてないといえば慣れてないといえる。
- 大人が急にやり方を変えるのはなかなか難しい。学生のような早い段階から訓練していけば、裁判にかかわることがすごく大変だという先入観がなくなるのではないか。そういう意味でも学校の教育の中での裁判員制度の広報は、非常に大事ではないかと思う。
- ミニカレンダーであるが、このサイズでは少し大きいと思う。名刺や免許証などもそうであるが、今はほとんどのものがカードサイズになっているので、そのようなサイズの方が利用しやすい。また、持っていってもらうという点からいえば、インセンティブのついたものが一番多いが、その次に時刻表等のような形が多いので、そこに載せるというのも手ではないかと思う。
- P Rについては、公共の場等でかなり P Rされ、またされつつあるということであるが、裁判員制度を導入した裁判がたとえ 2 日とか 3 日とか連続でされたとしても、その間は企業等に勤務されている方であれば、当然雇用主との間でスムーズに職務に専念できることが必要だと思うので、公共の場とあわせて、企業に対する P Rも初めの段階ではかなりしていただいた方がいいと思う。
- 裁判員が勉強のため自分の家に資料等を持ち帰ることはできるのか。また、裁判官の忌避制度は、裁判員についてもあるのか。
- 忌避の関係では、裁判員の選定手続の中で実際の 6 名よりも多数の候補者が選ばれ、その中から選定していく中で、裁判官の方から事件の関係者ではないか、何か偏見を持ってないか等の観点からの質問表を回答してもらい、弁護人からも理由なしに、この人とこの人は困ると選定手続の中で言えるようになっている。そのように、基本的に被告人側から見て困るという人を選定段階で排除できる仕組みにもともとなっている。
- 記録の持ち帰りについては、裁判所に出てくる書類等の写しを裁判員用に全部つくるのはすごく大変であり、実際の裁判でも証拠の書類を写しとして裁判官用につくってはいない。持ち帰りは、多分できないと思う。今までの書類中心の裁判のやり方に 1 つの批判があったところであり、今度の裁判員制度では、できるだけ法廷でのやりとりの中で有罪か無罪かという心証をつかんでもらおうということなので、法廷で聞いていればわかるというやり方になっていくと思う。そのため、一生懸命勉強しないといけないのでないかという心配は多分ないと思う。
- いろいろ話を聞いていて思ったことは、裁判の短期化に本当につながるのかどうかということである。説明にあったように、審理を迅速でわかりやすいものに努めなければならないとか、継続して審議を行わないとならないというような形になっているが、これについては、達成できないからといって、別にペナルティーを課すというものでもないが、努力目標にならないよう、なるべく裁判の迅速化に役立つようにやってほしい。

また、裁判員制度では法律の専門家でない国民の感覚が裁判の内容に反映されることになるということであるが、この国民の感覚というのは、マスコミの事件報道

の仕方によって、第一次的な印象を打ち込んでしまうおそれがあるので、マスコミの立場からは、その点気をつけていく必要がある。

□ 今日は主としてそもそも裁判員制度というのはどういうものか、それに伴う刑事訴訟法の改正とはどういうものかを御理解いただいた。また、有益な広報に関する意見もいただいたので、それを参考に広報活動に努めていきたいが、裁判員制度は非常に国家的な制度の枠組みにかかわる大きな制度であるので、単に1回だけの意見交換ではとても終わらないだろうという認識を持っている。次回もこの裁判員制度を取り上げ、さらに裁判員制度の広報について、もう少し具体的な問題について議論を深めていただきたいと思うがいかがか。

(全委員了承)

それでは、そういう方向で進めさせていただく。また、大変ではあろうが委員の皆さん方も、次回までの間になされるであろう裁判員制度についての各種マスコミの報道等に注視していただき、さらに御理解いただきたい。